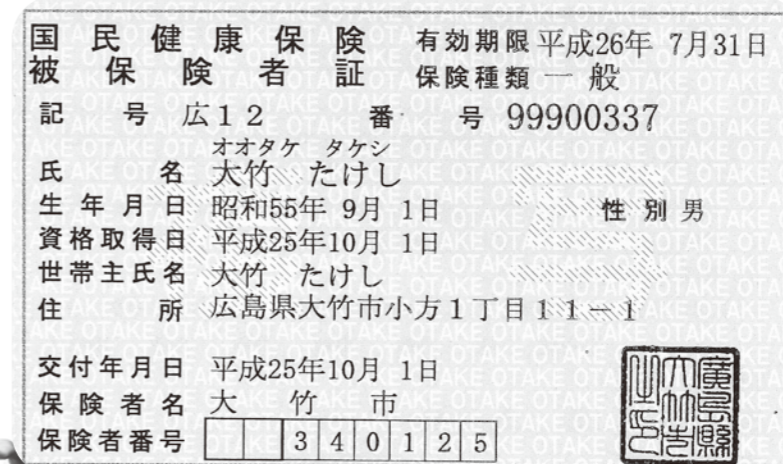


# 10月1日から 国民健康保険被保険者証が 青色になります

問い合わせ 保険介護課 ☎2141

市国民健康保険（国保）に加入している方へ、新しい青色の被保険者証（保険証）を送付しています。有効期限は、平成26年7月31日です。  
保険証は、1人1枚です。記載内容を確認し、誤りがあれば、保険介護課までご連絡ください。  
古い保険証は、保険介護課またはお近くの支所に返還してください。



青色です



## 国保ミニ知識

必ず、届け出が必要になります



**就職や退職などで、保険証が変わった場合**  
就職して、勤務先から保険証を受け取られた後は、保険介護課または支所に、できるだけ早く届け出てください。届け出がないと社会保険に加入したことを、市では把握できません。そのため、国保に加入したままになり、保険料が掛かり続けることとなります。

また退職して国保に加入する場合は、14日以内に届け出てください。必要書類が揃っていれば、その場で国保の保険証を発行します。  
ただし、代理人の場合は、委任状がなければ、郵送になります。

**届け出に必要なものは**  
届け出るときに必要なものは、社会保険などに加入した場合と、国保に加入する場合とで異なります。

- **社会保険に加入した場合**  
加入者全員の「社会保険証」（いつ時点でも社会保険に加入したかを確認するため）、「国保の保険証」、「印鑑」の3点が必要です。
- **国保に加入する場合**  
「資格喪失証明書」（資格の喪失日や喪失した人などを確認するため）、「退職した勤務先が発行」、「印鑑」、「本人確認ができる書類」の3点が必要です。

また年金を受給されている65歳未満の方は、年金証書が必要になります。

思わぬ落とし穴に  
気をつけよう



**保険証が変わったら、すぐに医療機関へ連絡**  
就職して、社会保険などに加入したら、加入日を確認し、治療を受けている医療機関へ、すぐに連絡しましょう。

社会保険などに加入した後、国保の保険証を使用した場合は、自己負担していない医療費部分（窓口で3割支払っていた場合は、残りの7割部分の医療費）を返納していただくこととなります。

Q こんなときはどうするの？

就職して社会保険に加入しましたが、すぐに保険証が届かず、しかたなく国保の保険証を使ってしまいました。この場合も医療費の返納の対象になりますか。

### 保険証が届いていない方は…

宛先不明などで届かない場合がありますので、保険介護課にご確認ください。  
また、保険証をなくされた場合は、再交付の手続きが必要となります。印鑑と免許証など顔写真つきの本人確認ができる書類をお持ちのうえ、保険介護課または支所で手続きを行ってください。



オレンジ色の封筒で、青色の保険証を送付しています。ご確認ください。

A 返納の対象になります。こういったときは、会社で社会保険などの加入の証明書を発行してもらうか、医療機関に事情を説明するようにしてください。

自己負担分以外の医療費は、加入している医療保険が負担することになりますので、期日を守って正しく保険証を使用してください。

### 会社都合などで職場を退職した場合

会社の倒産や解雇、雇用期間満了などの理由で職場を退職した方の国民健康保険料は、届出により一定期間軽減されます。ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」と「保険証」、「印鑑」をお持ちのうえ、保険介護課または支所で手続きをしてください。

### 交通事故にあった場合

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合、必ず保険介護課に連絡し、「第三者行為による被害届」を提出してください。本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立て替え払いをし、後から加害者に請求します。また、示談をされる場合は、示談の前に必ず保険介護課に相談してください。